

# 山梨県公報

第千三百四十六号

平成十四年

十二月二十六日

木曜日

## 目次

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………六七七

### 告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………六七七

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………六七七

都市計画事業の認可……………六七七

都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………六七八

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………六七八

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六七九

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………六七九

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六八〇

一般競争入札について(二件)……………六八〇

### 公安委員会

技能検定員等審査の実施……………六八三

遊技機の型式の検定……………六八四

## 規則

### 山梨県規則第五十八号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則(昭和四十四年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「7 支払条件 前金払 %以内、部分払 回以内及び完成

「7 支払条件 前金払 %以内、部分払 回以内及び完成払」を  
8 解体工事に要する費用等  
める。  
第八号様式中「(3) 工事内容」を  
(3) 工事内容  
(4) 解体工事に要する費用等  
に改める。

### 附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

## 告示

### 山梨県告示第五百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
山梨峡東病院	東八代郡石和町市部八百九番地一
セキテイ調剤薬局豊富店	東八代郡豊富村浅利千六百八十六番地五
ツル虎ノ門外科リハビリテーシ ョン病院	都留市四日市場百八十八番地

### 山梨県告示第五百十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
峡東病院	東八代郡石和町市部八百九番地一
小尾医院	北巨摩郡長坂町長坂上条二千五百七十五番地

山梨県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

楡形町

二 都市計画事業の種類及び名称

都市公園事業 楡形総合公園

三 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 山梨県中巨摩郡楡形町大字小笠原字藤塚地内
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

八田村

二 都市計画事業の種類及び名称

峡西都市計画下水道事業八田村公共下水道

三 事業施行期間

平成三年二月十八日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十二年山梨県告示第十四号の事業地に中巨摩郡八田村大字野牛島字家西の全部並びに字舞台、字西ノ神、字権現上、字新見屋敷及び字四力村堰下の各一部並びに大字上高砂字村上、字村中、字二番下、字三番下、字三番下続及び字四番下の各一部を加え、大字野牛島字立石、字西林、字前林、字前畑、字居村、字下ノ川及び神ノ戸並びに大字榎原字天神、大字徳永字天王並びに大字下高砂字道下及び松ノ木

- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

敷島町

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業敷島町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月十二日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十一年山梨県告示第二百五十九号の事業地に中巨摩郡敷島町大字島上条字東河原並びに大字大下条字餅田の全部と、大字中下条字金ノ宮、字中更及び字真川端の各一部を加え、大字中下条字日ノ詰並びに大字大下条字御岳田、大字島上条字村続及び字大庭、大字中下条字一里塚、字柳田並びに大字大下条字金ノ尾地内において事業地を変更する。

- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

中巨摩郡若草町藤田字村東一五三番四

- 二 道路の幅員  
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
五十四・二八メートル

**山梨県告示第五百十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
中巨摩郡檜形町沢登字赤面六三〇番一・六三〇番一
- 二 道路の幅員  
最大 十二・五〇メートル 最小 六・〇二メートル
- 三 道路の延長  
三十四・四四メートル

**公 告**

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年十二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 文化資源活用協会
- 2 代表者の氏名 深沢裕三
- 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡須玉町下津金二千九百六十三番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、歴史や有形無形の文化財、住民が持つ技術や経験などが、自然環境

住環境など、地域を形成する貴重な文化資源であると考え、それら地域の文化資源に対して、活用、保護、支援、伝承、創造、公開、調査、研究、出版に関する事業を行い、地域の生活、文化、自然環境、住環境の向上に寄与することにより、国際社会を構成する地域の一員として社会に貢献することを目的とする。

縦覧期間 平成十四年十二月十日から平成十五年二月九日まで

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年四月二十六日まで縦覧に供する。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
1 氏名又は名称 大和情報サービズ株式会社 代表取締役 榎本昌豊
- 2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号
- 二 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ国母  
所在地 甲府市大里町三五 一 番
- 2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の氏名又は名称	変 更 後 の 住 所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市德行一丁目二番十八号
	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三八番一号
	株式会社メガネスーパー 代表取締役社長 田中由子	神奈川県小田原市本町四丁目二番三十九号

- 3 変更の年月日  
平成十四年十二月五日
- 届出年月日  
平成十四年十二月五日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
東八代郡御坂町上黒駒字神ノ木九八五の一、九八五の二、九八五の三、九八五の四及び九八五の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
水道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東八代郡御坂町夏目原六百二十番地 御坂町農業協同組合 代表理事組合長 梶原俊一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡竜王町篠原字新居東三二八の一、三二八の四、三二八の五、三二八の六、三二八の七、三二八の八、三二八の九、三二八の一〇、三二八の一、三二八の二、三二八の三、三二八の四及び三二八の五
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
水道路	次の図のとおり
ごみ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡竜王町竜王新町三百四十二番地二 有限会社 竜王土地 代表取締役 藤本文雄

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

土木施設災害対策拠点整備用資材 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十五年三月二十五日

4 納入場所

知事が指定する場所（東八代郡八代町米倉地内）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年一月二十二日(水)までの山梨県の休日を含め、(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年一月十五日(水)午後二時三十分 県民会館(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)六階六〇五会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年一月二十二日(水)までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月六日(木)午後二時三十分 県民会館(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)六階六〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年二月五日(水)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Construction materials for maintaining the site to prevent natural disasters 1 set

2 Date and time for tender

2:30PM February 6, 2003

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年十二月二十六日

山梨県知事 天 野 建

1 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

土木施設災害対策拠点整備用資材 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十五年三月二十五日

4 納入場所

知事が指定する場所（東山梨郡勝沼町山内地内）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局  
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年一月二十二日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年一月十五日（水）午後三時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）六階六〇五会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年一月二十二日（水）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参する。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月六日（木）午後三時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）六階六〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年二月五日（水）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番

号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Construction materials for maintaining the site to prevent natural disasters 1 set

2 Date and time for tender

3:30PM February 6, 2003

3 Bureau in charge

## 公安委員会

### 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十四年十二月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

### 一 審査の種類

#### 1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

#### 2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

### 二 審査日時及び場所

#### 1 審査日時

平成十五年二月三日（月）及び二月七日（金）  
（午前九時から午後四時まで）

#### 2 審査場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

### 三 受付期間及び場所

#### 1 期間

平成十四年十二月二十七日（金）から平成十五年一月二十三日（木）まで

#### 2 場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

### 四 審査内容

#### 1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

#### 2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

### 五 審査手数料

#### 1 技能検定員審査

- (一) 特定第一種運転免許 一万四千七百五十円
- (二) 普通自動車免許 二万五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 二万二千五百円

#### 2 教習指導員審査

- (一) 特定第一種運転免許 九千八百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万二千五百円
- (三) 大型自動車第二種免許等 一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

### 六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十二月二十五日までとする。  
平成十四年十二月二十六日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者又は輸入者名	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR幻獣 霸王Z	サミー株式会社	二〇〇七三〇
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR幻獣 霸王X	サミー株式会社	二〇〇七六一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR幻獣 霸王W	サミー株式会社	二〇〇七六七
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR幻獣 霸王Y	サミー株式会社	二〇〇七七八

高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	第一種特別電動役物	ヒラケゴ マツコゴ	高砂電器産業株式会社	二四〇七一八
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	ドリセブ ジュニア	高砂電器産業株式会社	二四〇六七〇
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	0 ドムドン	株式会社大都技研	二四〇七二九
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	ドムドン	株式会社大都技研	二四〇七三三
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	パンパン シュン	株式会社大都技研	二四〇七五二
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	CRマツリ チャーイム	株式会社大都技研	二四〇八〇四
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中西区見寄町一丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRマツリ チャーイム	タイヨーエレクトク株式会社	二〇〇七六八
テクノコーション株式会社 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	ハカイオ	テクノコーション株式会社	二四〇七七二
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八番二二二号(別表第一)	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五) 第一種特別電動役物	ニユーペ ガサス	株式会社エマ	二四〇七一一



<p>○番地の四</p> <p>株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市 中川区 太平通 一丁目三番地</p>	<p>五)</p> <p>ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物</p>	<p>C R フル I ツ ボン チ W</p>	<p>株式会 社 高尾</p>	<p>二〇〇八〇六</p>
<p>株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市 中川区 太平通 一丁目三番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物</p>	<p>C R フル I ツ ボン チ V</p>	<p>株式会 社 高尾</p>	<p>二〇〇七五〇</p>
<p>株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市 中川区 太平通 一丁目三番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号ロ(別表 第三種特別電 動役物</p>	<p>C R 虎 ま す M</p>	<p>株式会 社 高尾</p>	<p>二二〇七二二</p>
<p>株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市 広沢町 二丁目三 〇一四番地の八</p>	<p>ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物</p>	<p>C R ・ I パ ー ン X J マ ス</p>	<p>株式会 社 平和</p>	<p>二〇〇八〇九</p>
<p>株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市 美濃町 二丁目 九八番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物</p>	<p>C R モン ス タ イ ン シ ョ ン マ</p>	<p>株式会 社 竹屋</p>	<p>二〇〇八二五</p>
<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区 東池袋 二丁目二 三番一号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>レ ン キ ン</p>	<p>サミー株 式会社</p>	<p>二四〇七五九</p>
<p>サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区 東池袋 二丁目二 三番一号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>モウジ ウ オ ウ ジ ユ</p>	<p>サミー株 式会社</p>	<p>二四〇七二六</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番